

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第14号

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程
京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|-----------------|---|
| (定義) 第2条 (略) | (定義) 第2条 (略) <u>(健康及び福祉を確保するために必要な勤務間の時間の確保)</u> <u>第2条の2 管理者は、職員の健康及び福祉を確保するため、勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間について、勤務時間の変更、超過勤務（第8条の規定により命じられて行う勤務をいう。以下同じ。）の縮減及び年次休暇の取得の促進</u> <u>その他必要な措置を講じることにより、11時間以上の時間を確保するよう努めなければならない。</u> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)